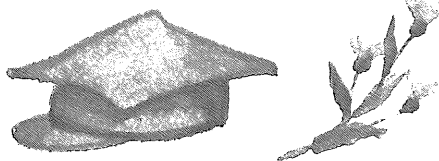


大学入試における身体検査(3)

——大学入試における色覚異常者の扱い——



名古屋大学教育学部教授

佐々木 享

受験生を脅かした色盲検査

旧学制下では、高師・女高師をはじめ教員養成学校は色覚異常を入学不可としていた(本連載第33回参照)。高等工業、高等農林、医専も、これらの学校の戦後の状況から推測して、色覚異常は入学不可としていたのではないかとおもわれる。高校ではとくに理科での扱いが気にかかるけれども、筆者の調査不足のためはっきりしない。

新制大学初期の入試では、色覚異常による不合格者が結核症による不合格と並んで多かった(本連載第34回)。ところで、わが国では色覚異常者は男子で約4.5%、女子で約0.2%いるといわれ、また色覚異常については現段階では治療法がないといわれている。それだけに、大学入試における色覚異常者の扱いは、当該の者にとっては常に重要な関心事であった(色覚異常については、色盲、色神、色弱など多様な用語があり、最近の国立大学協会の文書では色覚障害とされている。本稿では、叙述の前後で活用する資料中のことばにそい、適宜に用いることとする)。このことは、受験雑誌の誌面とくに読者相談などの欄で色盲による合否やその基準が絶えず話題になっていたことにも反映していた。

色盲問題が受験生を脅かしたのは、その扱い

が大学ごと、学部・学科ごとに異なっていたからである。そこで読者の質問にたいする回答も、「理科系で特に工学部・医学部・農学部・繊維学部・水産学部等は学部の性質上、実験・色別等の点からいってどうも不採用のところが多いようです。極く軽い程度のものなら、右のような学部でも学校によってはあながち全然駄目だということもないようです。これは自分の志望する学校へ直接問合わせになることをおすすめします」という曖昧な内容にならざるを得なかった(「進学相談」『螢雪時代』1951年6月号)。このような回答になるのは、色盲は不可である旨を学生募集要項に明記している大学・学部が商船大学や東京水産大学など少数に過ぎなかったためでもある(同上誌、1952年7月号)。

教員養成系、理系学部にかかった色盲不可

一般的には、文系学部の入試では色盲は問題にされないといわれてきた。しかし教員養成系学部にあつては色盲、色弱の合否に与える「影響が強く、殊に将来教員となる場合には一層うるさく、小学校教員、または中学校教員では図工、理科、美術を専攻する場合には不合格となる所が多い」といわれてきた(同上誌、1954年10月号)。これには、教員養成学部がもっていた戦前来の体質・伝統のほか、文部省の定めた教

職員採用時の身体検査基準が高度の色神障害のある者を不適格としているため、これに準じて各都道府県が実施する公立学校教員採用試験のあり方が大きく影響している（『螢雪時代』1953年8月号）といわれてきた。ここでは過去形でのべているけれども、後述のように、教員養成系学部では色覚障害が合否に影響を与える状況がその後もなお長く続いた。

一般に文学部、法学部、経済学部のような文系学部では色盲、色弱は問題にされなかった（ただし、国立大学の文理学部は別）。しかし理系学部の対応は多様であった。

東京大学のように「色盲検査は全く行わないから、色盲の不合格はあり得ない」（『螢雪時代』1953年10月号）という大学は、理系学部では、1954年当時、信州大学農学部、静岡大学文理学部、大阪女子大、千葉工大、武蔵工大、東京電機大、津田塾大、相模女子大、日本獣畜大、名城大、大阪樟蔭大、甲南大、神戸女子薬大、福岡女子大等、ごく少数に過ぎなかった（同上誌、1954年10月号）。色盲検査は、国立大学に関する限り、理系、教員養成系学部のほとんど全部が実施していたといっても過言ではなかった。

東京工大は色盲検査を実施したけれども、合否の資料とはしない方式をとってきた。入学後の進路選択に関して学生自らに判断材料を与えるために実施したものらしい。同様に、1954年当時、以下の理系学部は、色盲検査を実施してもそれを合否の材料にしないとしていた（同上誌、1954年10月号）。

理学部関係——弘前大、東北大、埼玉大、

島根大、高知大

工学部関係——京大、九州工大、芝浦工大

農学部関係——名古屋大、三重大、鹿児島大、島根大、名城大

医歯学部関係——東大

教育学部——東北大4年課程、名古屋大

このほか、京大理学部、西京大農学部、新潟大農学部は「さほど影響はしないようです」といわれた（同上）。

換言すると、上記以外の理系学部は、学科による違いや影響の重みの差はあるにせよ、色盲検査の結果は合否に影響していたことになる。少し後の1966年当時、色盲、色弱が合否に影響する学部をふくむ大学としては、国立大学では教員養成系大学・学部をのぞいて50校、公立大学では19校、私立大学では60校があげられていた（同上誌、1966年9月号）。こうして、受験雑誌としては、「色に関係のある学部、学科を志望する人は募集要項をよく確かめたい、学校に問い合わせ、学力試験ではパスしたが色神検査で不合格にされたなどということのないように十分注意する必要があります」と指導しなくてはならなかった。

日本眼科医会の働きかけで

色覚異常による入学制限激減

1970年代に入って障害者問題についての理解が社会全般で高まってくると、大学入学者選抜時における色覚異常の扱いも、徐々に変化してきた。とくに私立大学では、色覚異常を合否の材料としない大学が増加した。このため、色覚異常を合否の材料とする大学が^は国公立大学に多いことが改めて目立ってきた。

こうしたなかで日本眼科医学会学校保健部は、1985年度の全国の国公立大学484校の入学試験実施要項を取り寄せ、大学進学時における色覚異常者の制限状況を調査した。高柳泰世医師により詳細に報告されたその分析の結果によると、国立大学の47校(50.0%)、公立大学の5校(12.8%)、私立大学の24校(7.2%)、政府所管大学校の5校(27.7%)に制限がみられた(高

柳「大学進学時における色覚異常者の制限について」『日本の眼科』第57巻第1号、1986年1月)。同報告は、色覚異常者の入学制限をしている大学、していない大学を詳細に報告しており、制限している大学の学部・学科別内訳は表1の如くにまとめられている。

この結果について同報告は、「国立大学での教育学部の制限が目立つ。理学部では13学科、工学部には89学科、農学部には20学科が記載され」、「どの学部、学科をみても国立大学の制限が目立つ」「同じ学部、学科において、公立、私立大学では色覚異常者の入学を許可しているのに、国立大学では不合格としている大学が多い」と分析している。

こうした調査結果に基づき、報告は次のように結論している。

憲法第26条に「ひとしく教育をうける権利」がうたわれ、教育基本法第3条に「教育の機会均等」が記されていることと、外国では色覚異常が大学入学可否と無関係であることを思えば、そこで学問をしたいと希望している学生を色覚異常があるためだけで不合格にする日本特有の状態は改められるべきであると思う。

この報告を受けて日本眼科医会は、同年1月、国立大学協会にたいして、色覚異常者に対する入学制限の緩和、撤廃を要望した。国立大学協会の第2常置委員会は早速に同86年5月15日に各国立大学長にたいして、「色覚障害の有無を入学許可要件とすることについて、大幅な緩和ないし撤廃の方向で」検討することをもとめる依頼文を送った。日本眼科医会は、同年6月17日、公立大学協会、私立大学協会にたいしても、同旨の要望書を提出した。これをうけて公立大学身体障害者受け入れ問題検討委員会からも8月28日付で国大協と同趣旨の依頼文が各公立大学

表1 色覚異常者にたいする学部・学科別の入学制限

	国立		公立		私立	
	大学数	制限数	大学数	制限数	大学数	制限数
教育学部						
教育学科	19	1			21	1
小学校教員養成課程	33	24			10	2
英語	18	4				
中音楽	18	6				
学家庭	19	14				
校技術	20	17				
教国語	17	3				
員社会	17	6				
養数学	18	5				
成農業	4	2				
課芸術	26	25			1	1
程理科	36	22				
保体	32	10				
養護教諭養成課程	30	12				
幼稚園教諭養成課程	24	12			11	1
理学部 (13学科)						
理学科	5	1	3	0	6	0
化学科	20	10	2	0	13	4
水産学科	4	1			5	3
生物学科	18	7	2	0	2	0
地学科	18	5	2	0	3	0
物理学科	20	1	2	0	16	3
数学科	20	0	2	0	15	0
医学部	43	24	8	3	28	5
歯学部	11	4	1	0	13	3
薬学部	12	5	3	1	20	7
工学部 (89学科)						
応用化学科	13	4	2	0	7	2
応用物理科	7	0	1	0	5	2
化学工学科	13	5			4	0
金属材料学科	2	0	1	0	3	3
金属工学科	12	2			3	0
機械工学科	36	5	3	0	49	5
建築学科	8	3	1	0	28	2
建築工学科	10	1	1	0	17	2
経営工学科	1	0			23	2
工業工学科	20	7	1	0	20	5
情報工学科	13	2			5	1
生産機械工学科	8	1			3	2
電子工学科	29	3			25	3
電気工学科	27	5	4	0	49	6
土木工学科	24	5	2	0	36	3
農学部 (20学科)						
園芸学科	7	2			1	0
獣医学科	6	2			5	1
畜産学科	13	5			6	1
農芸化学科	18	11	1	0	5	2
農業学科	18	5	1	0	6	2
農業工学科	15	6				
林学科	15	8	1	0	2	1

に出された。

日本眼科医会学校保健部は、前回の調査で色覚異常者の入学制限をしていた81校について、1987年度の入試実施要項を再度調査した。それによると、前回調査で制限していた大学81校(国立47, 公立5, 私立24, 大学校5)のうち、制限なしに移行した大学は21校(国立12, 公立2, 私立7)にのぼるなど、「大幅に改善された」とされている(「大学進学時における色覚異常者の制限調査(続)」『日本の眼科』第58巻第1号)。

その後もひきつづきこの問題の行方を追っていた高柳泰世ら日本眼科医会の調査によると、なお少なからぬ大学・学部は色覚障害者の入学に制限をくわえていた。このため、国立大学協会第2常置委員会は、1990年8月8日に再度「国立大学における入学者選抜に際しての色覚障害者の取扱いについて」依頼通知を出し、「当該障害を有する者の進学のを確保する観点から、真に教育上やむを得ない場合を除き、これらの入学制限等について、廃止ないし大幅に緩和する方向で引続きその見直しを行う」ことをもとめた。この通知によると、1990年度入試において、学生募集要項上、入学不許可等と明示している学科等のある大学・学部は、国立15大学20学部、公立4大学4学部で、その専門分野別内訳をみると依然として教員養成系学部が最多で、理工系学部がこれについている(表2)。

こうした努力の結果、1991年度においては、「色覚異常者は入学を許可しない」とした大学は、国立大学4校(7学部)、公立大学1校(1学部)、私立大学8校(8学部)となった。ただし、このほかに、「強度色覚異常者で修学に支障を来すと思われる場合は入学を許可しないことがある」などの表現による「不明確な色覚異常制限校」は、なお国立大学16校、公立大学なし、私立大学5校となっている(高柳泰代「色覚異

表2 色覚障害者につき入学不許可等と明示している学科等のある学部の専門分野別内訳(数字は学部数)(1990年度)

区分	国立	公立	計
人文・社会	0	0	0
理・工	4	0	4
農・水産	2	0	2
医・歯	1	2	3
薬・看護	1	1	2
商船	2	0	2
教員養成	9	0	9
その他	1	1	2
計	20	4	24

表3 公立学校教員採用募集要項における色覚異常の扱い(数字は都道府県の数)

	1986年度	1991年度
制限あり	26(55.3%)	5(10.6%)
制限の記載なし	18(38.3%)	42(89.4%)
不明	3(6.4%)	
計	47 (日本眼科医会調査)	47 (名古屋市教育局調査)

常者に対する平成3年度の大学入学制限状況及び平成3年度教員採用募集要項の色覚異常の記載の有無について」『日本の眼科』第62巻第2号、1991年)。

なお、教員養成系学部の色覚異常者の扱いに大きな影響を及ぼす各都道府県の教員採用の基準においても、近年、色覚異常の扱いが急激に緩和されている(表3)。この表のほか、政令指定都市では4市が制限を明記しているという(高柳, 同上)。

付記。本稿をまとめるについては、高柳泰世氏、旺文社図書室にたいへんお世話になった。記して謝意を表する。